

よくあるご質問

	質問内容	回答
1	補助対象となる省エネ家電や省エネ性能基準はどこで確認するのか。	省エネ型製品情報サイト ( <a href="https://seihinjyoho.go.jp/index.html">https://seihinjyoho.go.jp/index.html</a> ) でご確認いただけます。
2	補助対象となる省エネ性能基準は何か。	省エネラベル（多段階評価）が3つ星以上のエアコン・冷蔵庫が対象になります。
3	リユース品（中古品）やリース（レンタル）は補助の対象となるか。	対象になりません。補助の対象は、新品（未使用）への買替えに限ります。
4	補助金の対象金額は、本体購入価格の「税込」と「税抜」のどちらになるのか。	税抜きの金額です。
5	家電の配送料や取付工事費用は、補助の対象となるか。	対象になりません。補助の対象になるのは、家電本体購入費（税抜）のみです。
6	販売店で値引きを受けた場合、補助対象経費はどのようになるか。	値引き後の支払額（税抜の本体購入費）が補助対象経費となります。
7	省エネ家電を補助開始日（令和8年3月16日）より前に購入した場合、補助の対象となるか。	対象になりません。令和8年3月16日（月）～令和9年1月29日（金）の間に購入し、設置したものが補助の対象となります。 ※対象期間内であっても、補助申請額が予算に達し次第受付を終了します。
8	購入店舗の指定はあるか。	特にありません。店舗で購入したことが分かるように領収書を添付することが条件となります。
9	世帯主でなくても申請することは可能か。	申請可能です。ただし、1世帯1申請となります。
10	補助金の振込先について、申請者以外の口座を指定できるか。	指定できません。申請者本人名義の口座に限定しております。
11	補助申請者、購入者、リサイクル家電排出者（リサイクル券に記載する氏名）が異なる場合、補助の対象となるか。	対象になりません。家電の購入者、補助金の申請者及びリサイクル家電の排出者は、同一でなければなりません。
12	親と二世帯住宅に居住しているが、世帯を分けている場合の申請回数はどうなるのか。	二世帯住宅等の同じ住所に居住している場合であっても、住民基本台帳の世帯が分かれば、どちらの世帯も1回ずつ申請することができます。
13	既存の冷蔵庫を知人に譲り（又はリサイクルショップ等に売り払い）、新たに1台購入する場合、補助の対象となるか。	対象になりません。リサイクル処分を伴う家電の買替えを補助の対象としています。

	質問内容	回答
14	申請回数に制限はあるか。	1世帯につき、省エネ家電の種類ごとに1回の申請に限ります。 複数の対象家電を購入した場合は、2回に分けて申請することが可能です。ただし、補助申請額が予算に達し次第受付を終了します。
15	A店でエアコン、B店で冷蔵庫を購入した場合どのように申請すればいいか。	エアコン、冷蔵庫を合算して申請して下さい。ただし、設置時期に差があり、提出準備が遅くなる等の理由がある場合には、2回に分けて申請することは可能です。 ※補助申請額が予算に達し次第受付を終了します。
16	メーカー保証書とはどのようなものか。	メーカー保証書とは、家電製品に添付されている家電製品製造者が発行する保証書のことです。製品名、製品型番、製品番号等が記載されているものを指します。 メーカーによっては、取扱説明書の裏面等に記載されているものもあります。
17	当該予算を超える日に複数の申請があった場合はどのようなになるのか。	抽選を行います。抽選結果を後日お知らせします。 ※初日の5月7日は先着順となります。
18	協力店舗とは何か。	協力店舗で省エネ家電を購入した場合、申請書作成から提出までのサポートを受けることができます。
19	申請書を提出してから、補助金が口座に入金されるまでどの程度かかるか。	申請の混み具合によって前後すると思いますが、概ね1ヶ月半程度で指定の口座に入金する予定です。交付決定通知を郵送する際に、入金日をお知らせします。